

財 関 第 8 3 2 号
平成 18 年 7 月 10 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

關稅局長 竹 内 洋

關稅法基本通達等の一部改正について

經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成18年条約第7号)の施行等に伴い、關稅法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月13日から実施することとしたので、了知の上、貴關職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 關稅法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

1.3-2の 中「シンガポール協定及びメキシコ協定」を「シンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定」に改め、同項の 中「平成14年条約第1号」を「平成14年条約第16号」に、「(以下「シンガポール税率」という。)及び」を「(以下「シンガポール税率」という。)」に改め、「(以下「メキシコ税率」という。)」の次に「及び「經濟上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)における關稅についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)」を加える。

2.7-22の(6)に次のように加える。

ハ 外国からの書面による事前教示の照会については、総括原產地調査官が一括して処理するものとする。

3.43の3-2の 中「メキシコ税率」の次に「、マレーシア税率」を加える。

4.67-3-4の 中「メキシコ税率」の次に「、マレーシア税率」を加える。

5.67の2-3-3の イ中「《メキシコの特定の貨物に係る關稅の緊急措置》」の次に「、第7条の10《マレーシアの特定の貨物に係る關稅の緊急措置》」を加える。

6.67-4-17中「及びメキシコ協定附屬書1」を「、メキシコ協定附屬書1及びマレーシア協定附屬書1」に改める。

7.73-3-2の 中「メキシコ税率又は特惠税率」を「メキシコ税率、マレ

ーシア税率又は特惠税率」に、「シンガポール税率又はメキシコ税率の適用の場合には令第61条第6項」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用の場合には令第61条第7項」に改める。

8 .「第5節 シンガポール協定及びメキシコ協定に係る輸入通関」を「第5節 シンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定に係る輸入通関」に改める。

9 . 68 - 5 - 1の見出しを「(シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する場合の取扱い)」に改め、同項中「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に改め、同項のイ中「暫定法第8条の7第4項」を「暫定法第8条の6第4項」に改め、同項のロ中「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書についての確認」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書についての確認」に、「《シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物》又は同項第3号イ後段かつこ書《メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物》」を「《シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物》、同項第3号イ後段かつこ書《メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物》又は同項第4号イ後段かつこ書《マレーシア協定原産地証明書の提出を要しない貨物》」に、「(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)又は同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書》に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合には、同条第6項)を「(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)、同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書》に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)又は同項第4号イ《マレーシア協定原産地証明書》に規定するマレーシア協定原産地証明書(後記68 - 5 - 11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合には、同条第7項)に、「更にシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項《シンガポール協定原産地証明書の有効性》又は第5項《メキシコ協定原産地証明書の有効性》及び第7項《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間》の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「更にシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が添付されているときは、同条第4項《シンガポール協定原産地証明書の有効性》、

第5項《メキシコ協定原産地証明書の有効性》又は第6項《マレーシア協定原産地証明書の有効性》及び第8項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間》の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改め、同項の「口(1)中「統一規則に定める事項が」の次に「、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第6項の規定に基づき、マレーシア協定附屬書3に定める事項」を加え、「メキシコ協定」の次に「又はマレーシア協定」を加え、「「10. Invoice」の欄」の次に「又はマレーシア協定原産地証明書の「7. Invoice number and date」の欄」を加え、「(メキシコ協定原産品であることについての確認)」の次に「又は68-5-21の3(マレーシア原産品であることについての確認)」を加え、同項の「口(2)中「シンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)を「シンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)に、「メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第5項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。」を「メキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第6項に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68-5-14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。」に改め、同項の(1)口(ハ)中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項の「ハ中「《メキシコ税率対象貨物の本邦への運送方法》に」の次に「、マレーシアからのものにあつては、同項第4号口(1)又は(2)《マレーシア税率対象貨物の本邦への運送方法》に」を加え、「同項第2号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第3号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書」を「同項第2号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第3号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第4号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書」に、「シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書として同項第2号口又は同項第3号口」を「シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書として同項第2号口、同項第3号口又は同項第4号口」に、「同項第2号口(1)若しくは(2)又は同項第3号口(1)若しくは(2)」を「同項第2号口(1)若しくは(2)、同項第3号口(1)若しくは(2)又は同項第4号口(1)若しくは(2)」に、「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「シン

ガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に、「シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書として同項第2号口又は同項第3号口」を「シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書として同項第2号口、同項第3号口又は同項第4号口」に、「シンガポール原産品又はメキシコ協定原産品」を「シンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品」に改め、同項の(2)中「第4項及び第7項」を「第4項又は第5項及び第7項」に、「令第61条第4項及び第7項」を「令第61条第4項、第5項又は第6項及び第8項」に改め、同項の中「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に改め、同項の口(ニ)の次に次のように加える。

(ホ) マレーシア協定原産地証明書についての確認

マレーシア協定原産地証明書にあつては、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に本邦の輸入統計品目番号が記載される場合には、このうち初めの6桁について確認を行うものとし、最後の3桁については特段の確認を要しない。

また、マレーシア協定品目別規則のうち、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めているものについてはマレーシア協定原産地証明書の上記欄に、繊維製品(関税率表第50類から第63類の物品)にあつては材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名を、これら以外のものにあつては材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名が記載されるので留意する。なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については別に事務連絡する。

10. 6 8 - 5 - 2 の 2 に次のように加える。

なお、上記ホ及びヘにおいて「メキシコの船舶」及び「メキシコの工船」とは、それぞれ、日メキシコ協定第38条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。

- (i) メキシコにおいて登録されていること
- (ii) メキシコの旗を掲げて航行すること
- (iii) メキシコの国民又は企業(メキシコに本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がメキシコ国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分がメキシコ若しくはメキシコの公的機関又はメキシコ国民若しくは企業に属するものに限る。)が50%以上の持分を所有していること

- (iv) 船長及び上級乗組員のすべてがメキシコの国民であること
- (v) 乗組員の75%以上がメキシコ国民であること

11.6.8 - 5 - 2 の 2 の次に次の二項を加える。

(マレーシア原産品の認定の基準)

68 - 5 - 2 の 3 マレーシア税率を適用する場合において、輸入貨物がマレーシア協定第3章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの(以下この節において「マレーシア原産品」という。)であるかの認定については、同協定第27条から第31条《定義・原産品・累積・僅少の非原産材料・原産資格を与えることとならない作業》、第33条《組み立ててないか又は分解してある产品》及び第34条《代替性のある产品及び材料》の規定に基づき次により行う。

なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のためのマレーシアに係る原産地認定には適用されないので、留意する。

マレーシア原産品とは、次のいずれかの产品に該当する产品とする。

- イ マレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品
- ロ マレーシア又は本邦の原産材料のみからマレーシアの領域において完全に生産される产品
- ハ 非原産材料を使用してマレーシアの領域において完全に生産される产品であつて、マレーシア協定附属書2(品目別規則)及びマレーシア協定第3章のすべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足りるものとする。
次の产品は、それぞれマレーシアの領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。
 - イ 生きている動物であつて、マレーシアの領域において生まれ、かつ、成育されたもの
 - ロ マレーシアの領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
 - ハ マレーシアの領域において生きている動物から得られる产品
 - ニ マレーシアの領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
 - ホ マレーシアの領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然物質(イからニまでに規定するものを除く。)
 - ヘ マレーシアの船舶により、マレーシア又は本邦の締約国の領海に属しない海から得られる水産物その他の产品
 - ト マレーシアの領海外におけるマレーシアの工船上においてヘに規定する产品から生産される产品
 - チ マレーシアの領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、マレーシアが、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

リ マレーシアの領域において収集される产品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

ヌ マレーシアの領域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの

ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な产品から、マレーシアの領域において回収される部品又は原材料

ヲ マレーシアの領域においてイからルまでに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品

なお、上記ヘ及びトにおいて「マレーシアの船舶」及び「マレーシアの工船」とは、それぞれ、日メキシコ協定第38条(c)に定めるとおり、次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。

(i) マレーシアにおいて登録されていること。

(ii) マレーシアの旗を掲げて航行すること。

(iii) マレーシアの国民又は法人(マレーシアの領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がマレーシアの国民であり、かつ、マレーシア国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。)が51%以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がマレーシア、本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

マレーシア協定第29条《累積》の取扱いについては、次による。

マレーシア協定第29条1の規定の規定により、マレーシアの領域において产品を生産するための材料として使用される本邦の原产品は、マレーシア原产品とみなすことができる。また、マレーシア協定第29条2から、マレーシアで生産された产品がマレーシア原产品であるか否かを決定するため原产資格割合を算定するに際し、本邦又はマレーシアで生産された非原产材料を产品の生産の一次材料として使用する場合において、原产資格割合の計算式の非原产材料価額に算入する額については、当該一次非原产材料の生産に使用される非原产材料(二次非原产材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原产材料の生産に使用される原产材料(二次原产材料)には、本邦の原产材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア原产地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「ACU」と表示される。

マレーシア協定第30条《僅少の非原产材料》の規定については、同協定附属書2第1節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア原产地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。

マレーシア協定附属書2において、関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業のみを経て

品目別規則を満たしてもマレーシア原産品とはならないので、留意する。

イ 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業
(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業

ロ 改装及び仕分

ハ 組み立てられたものを分解する作業

ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

ホ 通則2(a)の規定に従つて1の產品として分類される部品及び構成品の
収集

ヘ 物品を単にセットにする作業

ト イからヘまでの作業の組合せ

第33条《組み立ててないか又は分解してある產品》の規定の取扱いについては、次による。

イ マレーシア協定第28条から第31条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則2(a)の規定により完成品として関税分類される產品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある產品については、マレーシア原産品となる。

ロ マレーシアの領域において、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる產品であり、その材料が通則2(a)の規定により完成品として関税分類される產品としてマレーシアの領域に輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある產品の非原産材料が個別にマレーシアの領域に輸入された場合に、上記の完成品の品目別規則及び関連する要件を満たす場合は、マレーシア原産品となる。

在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合には、マレーシア協定第34条《代替性のある產品及び材料》の規定により、マレーシアの領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。なお、当該規定を適用した場合には、マレーシア原産地証明書の「5.Preference Criterion」の欄に「FGM」と表示される。

12.6.8 - 5 - 3 中「シンガポール協定品目別規則又はメキシコ協定品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則、メキシコ協定品目別規則又はマレーシア協定品目別規則」に、「シンガポール協定又はメキシコ協定」を「シンガポール協定、メキシコ協定又はマレーシア協定」に改め、同項に次のように加える。

マレーシア協定においては、以下の点に留意する。

イ 產品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物は、マレーシア協定第35条 間接材料 及び同協定第27条 定義 (h)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、

設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。

- 產品と共に納入される附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)で、標準的なものについては、マレーシア協定第36条 附属品、予備部品及び工具 の規定により、当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該產品について慣習的なものである場合に限る。)。
- ハ 產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、マレーシア協定第37条 小売用の包装材料及び包装容器 の規定により、通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品に使用されたすべての非原産材料についてマレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。ただし、当該產品がマレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。
- 二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、マレーシア協定第38条 船積み用のこん包材料及びこん包容器 の規定により、マレーシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮せず、マレーシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たつては原産材料とみなす。

13. 6 8 - 5 - 4 の 2 の次に次の二項を加える。

(付加価値基準を用いたマレーシア協定品目別規則の取扱い)

68 - 5 - 4 の 3 付加価値基準を用いたマレーシア協定品目別規則の適用において、產品がマレーシア原產品と認定されるためには、当該產品の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国がマレーシア、又は本邦(同協定第29条《累積》を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更にマレーシアで何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。原産資格割合は、次により算出する。

$$\text{原産資格割合 (%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$$

この場合における用語の意義は次による。

イ 「FOB価額」とは、マレーシアから送り出される貨物のマレーシアの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、產品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び產品の本船渡し価額が存在しない場合には各々マレーシア協定第28条《原產品》5の規定に基づく価額とすることに留意する。

ロ 「非原産材料価額」とは、產品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、マレーシアに輸入された際のCIF価額であつて、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、マレーシア協定第28条《原產品》6(b)の規定に基づく価額となるので留意する。

原産資格割合を計算するに際し、マレーシア協定第31条《原産資格を与えることとならない作業》によつて付加された価値については、当然算入することになるので留意する。

上記の原産資格割合を計算するに際し、当該產品の非原産材料価額には、当該產品の生産に当たつて使用されるマレーシアの原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。

14. 6 8 - 5 - 6 中「令第61条第1項第2号イ及び同項第3号イ」を「令第61条第1項第2号イ、同項第3号イ及び同項第4号イ」に改め、同項の中「シンガポール協定原産地證明書又はメキシコ協定原産地證明書」を「シンガポール協定原産地證明書、メキシコ協定原産地證明書又はマレーシア協定原産地證明書」に、「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に、「シンガポール原產品又はメキシコ協定原產品」を「シンガポール原產品、メキシコ協定原產品又はマレーシア原產品」に改め、同項の中「令第61条第1項第2号ロ《シンガポール協定運送要件證明書》又は同項第3号ロ《メキシコ協定運送要件證明書》」を「令第61条第1項第2号ロ《シンガポール協定運送要件證明書》、同項第3号ロ《メキシコ協定運送要件證明書》又は同項第4号ロ《マレーシア協定運送要件證明書》」に、「シンガポール協定原産地證明書又はメキシコ協定原産地證明書」を「シンガポール協定原産地證明書、メキシコ協定原産地證明書又はマレーシア協定原産地證明書」に改める。

15. 6 8 - 5 - 7 中「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に、「シンガポール原產品又はメキシコ協定原產品」を「シンガポール原產品、メキシコ協定原產品又はマレーシア原產品」に改める。

16. 6 8 - 5 - 8 中「令第61条第1項第2号イ《シンガポール協定原産地證明書》

及び同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書》を「令第61条第1項第2号イ《シンガポール協定原産地証明書》、同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書》及び同項第4号イ《マレーシア協定原産地証明書》」に改め、同項の 中「シンガポール税率対象貨物又はメキシコ税率対象貨物」を「シンガポール税率対象貨物、メキシコ税率対象貨物又はマレーシア税率対象貨物」に改め、同項の 中「シンガポール原産品又はメキシコ協定原産品」を「シンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品」に、「シンガポール又はメキシコ」を「シンガポール、メキシコ又はマレーシア」に改める。

17. 6 8 - 5 - 9 中「同項第2号口及び第3号口」を「マレーシア協定第32条1(b)《積送基準》に規定する条件を満たしたマレーシア原産品とは、令第61条第1項第4号口(1)及び(2)《マレーシア原産品の本邦への運送方法》に掲げるものをいい、同項第2号口、第3号口及び第4号口」に改め、同項の 中「令第61条第1項第2号口又は第3号口」を「令第61条第1項第2号口、第3号口又は第4号口」に、「シンガポール又はメキシコ」を「シンガポール、メキシコ又はマレーシア」に改め、同項の 中「令第61条第1項第2号口(1)又は第3号口(1)」を「令第61条第1項第2号口(1)、第3号口(1)又は第4号口(1)」に、「シンガポール又はメキシコ」を「シンガポール、メキシコ又はマレーシア」に改める。

18. 6 8 - 5 - 1 0 中「令第61条第1項第2号口(2)《シンガポールから博覧会等への出品のため送り出された貨物》又は同項第3号口(2)《メキシコから博覧会等への出品のため送り出された貨物》」を「令第61条第1項第2号口(2)《シンガポールから博覧会等への出品のため送り出された貨物》、同項第3号口(2)《メキシコから博覧会等への出品のため送り出された貨物》又は同項第4号口(2)《マレーシアから博覧会等への出品のため送り出された貨物》」に、「又は同項第3号口(2)」を「、同項第3号口(2)又は同項第4号口(2)」に、「シンガポール又はメキシコ」を「シンガポール、メキシコ又はマレーシア」に改める。

19. 6 8 - 5 - 1 1 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)」に改め、同項中「(C - 5294)と」の次に「し、同項第4号イに規定するマレーシア協定原産地証明書の様式は、「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP」(C - 5296)と」を加える。

20. 6 8 - 5 - 1 2 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効性の認定)」に改め、同項中「第61条第1項第2号イ《シンガポール協定原産地証明書の提出》又は同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書の提出》」を「第61条第1項第2号イ《シンガポール協定原産地証明書の提出》、同項第3号イ《メキシコ協定原産地証明書の提出》又は同項第4号イ《マレーシア協定原産地証明書の提出》」に、「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証

明書」に、「シンガポール協定第3章又はメキシコ協定第4章及び第5章第1節」を「シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節又はマレーシア協定第3章」に改め、同項の「中「統一規則に定める事項が」の次に「、マレーシア協定原産地証明書にマレーシア協定附屬書3《原産地証明書の必要的記載事項》に規定する必要的記載事項が」を加え、「シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の発給機関」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関」に改め、同項の「イ中「(シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の様式」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式」に改め、「5. HS Tariff Classification Number」の欄」の次に「又はマレーシア協定原産地証明書の様式の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄」を加え、同項の「イ(イ)中「シンガポール協定品目別規則の表中「品名」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表上欄に掲げられており、かつ、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表上欄又はマレーシア協定品目別規則の表上欄に掲げられており、かつ、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄の条件が非原産材料割合(シンガポール協定にあつては、同協定附屬書A注釈2に定める非原産材料割合を、メキシコ協定及びマレーシア協定にあつては、非原産材料の重量が產品の重量に占める割合)に、「シンガポール又はメキシコ(我が国)を「シンガポール、メキシコ又はマレーシア(本邦)に改め、同項の「イ(ロ)中「シンガポール協定品目別規則又はメキシコ協定品目別規則」を「シンガポール協定品目別規則、メキシコ協定品目別規則又はマレーシア協定品目別規則」に、「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄」を「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄」に改め、同項の「イ(ハ)中「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄又はメキシコ協定品目別規則の表下欄」を「シンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄」に、「シンガポール原産品又はメキシコ協定原産品」を「シンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品」に改め、同項の「ハ中「シンガポール協定原産地証明書」を「シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に、「当該シンガ

「ポール協定原産地証明書」を「当該シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改め、同項の「ハ(ロ)中「令第61条第1項第2号口(2)」の次に「又は同第61条第1項第4号口(2)」を加え、同項の「中「令第61条第7項《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間》」を「令第61条第8項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間》」に改め、同項「中「なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であるので、令第61条第7項 シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。」を「なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であり、令第61条第8項 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。また、送り出された後に発給されたマレーシア協定原産地証明書の有効期間は、貨物が送り出された日から1年間であるので、令第61条第8項 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の有効期間 の規定の適用に当たり留意する。」に改め、同項の「を同項の」とし、同項の「の次に次のように加える。」

(5) 紛失等の理由により再発給されたマレーシア協定原産地証明書には、当初のマレーシア協定原産地証明書の番号及び発給年月日が記入されているので令第61条第8項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間》の規定の適用に当たり留意する。なお、原産地証明書が再発給された場合、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。

21. 6 8 - 5 - 1 4 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)」に改め、同項中の「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「令第61条第6項《マレーシア協定原産地証明書の有効性》に規定する「発給につき権限を有する機関」は、マレーシア国際貿易産業省をいい、シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改める。

22. 6 8 - 5 - 1 5 中「第61条第6項《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の提出》並びに同条第7項ただし書《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間》」を「第61条第7項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出》並びに同条第8項ただし書《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間》」に改める。

23. 6 8 - 5 - 1 6 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定

原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予の取扱い)」に改め、同項中「第61条第6項《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の提出猶予》」を「第61条第7項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予》」に、「又はメキシコ協定原産地証明書」を「、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に、「シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書提出猶予申出書」を「シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書・マレーシア協定原産地証明書提出猶予申出書」に改める。

24. 6 8 - 5 - 1 7 の見出しを「(分割して輸入する場合のシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の取扱い)」に改め、同項中「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に改める。

25. 6 8 - 5 - 1 8 の見出しを「(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア原産地証明書の有効期間延長の取扱い)」に改め、同項中「令第61条第7項《シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書の有効期間》」を「令第61条第8項《シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間》」に、「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に改める。

26. 6 8 - 5 - 1 9 の見出しを「(輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するシンガポール税率、メキシコ税率及びマレーシア税率の適用)」に改め、同項中「シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書」を「シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書」に、「シンガポール税率又はメキシコ税率」を「、シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率」に、「暫定法第8条の7第4項」を「暫定法第8条の6第4項」に改める。

27. 6 8 - 5 - 2 1 の 2 の次に次の二項を加える。

(マレーシア原産品であることについての確認)

68 - 5 - 21 の 3 マレーシアから輸入される貨物がマレーシア原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、マレーシア協定第43条《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第44条《原産品であるか否かについての確認のための訪問》の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たつては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、マレーシア協定第43条《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第44条《原産品であるか否かについての確認のための訪問》の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に

努めるものとする。

マレーシア原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

イ マレーシア国際貿易産業省に対し、当該貨物がマレーシア原産品であるか否かに関する情報をマレーシア協定原産地証明書に基づいて要請する。

この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がマレーシア原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。

ロ マレーシア国際貿易産業省が行うマレーシアにおける原産地証明書の発給を受けた者又はマレーシアに所在する生産者であってマレーシア協定第40条7《生産者による情報提供》(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、产品がマレーシア原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うことをマレーシアに対して要請すること。

なお、原則、上記ロは上記イをまず最初に行い、その結果疑義が解明できない場合に行うものとするが、例外として緊急を要する場合には、上記イの前又は間に上記ロを行うことができるものとする。この場合は上記イについては行うことのできないので留意する。

上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はマレーシアに所在する生産者であってマレーシア協定第40条7《生産者による情報提供》(b)に規定する者に関する情報で、マレーシア国際貿易産業省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在マレーシア日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在マレーシア日本大使館を経由するのと平行し、マレーシア国際貿易産業省に対し、直接質問状を送付することができる。

マレーシア国際貿易産業省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあつては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がマレーシア原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、マレーシア協定第45条3《特恵待遇の決定》の規定により確認の対象となつている貨物がマレーシア原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るマレーシア協定原産地証明書を無効なものと認めて、マレーシア税率を適用しないこととなるので、留意する。

上記ロの方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに在マレーシア日本国大使館を通じ、マレーシア国際貿易産業省に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

イ 当該書面を送付する関係当局を特定する事項

ロ その施設への訪問が要請される輸出者又はマレーシアの領域に所在す

る生産者の氏名又は名称

ハ 訪問の実施を希望する日及び場所

二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の产品的明記を含む。)

ホ 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

マレーシア政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から 30 日以内に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がマレーシア原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、マレーシア協定第 45 条 3 《特恵待遇の決定》の規定により、訪問の対象とされた貨物がマレーシア原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るマレーシア協定原産地証明書を無効なものと認めて、マレーシア税率を適用しないこととなるので、留意する。

上記までの手続きを実施した後、マレーシア国際貿易産業省に対し、产品がマレーシア原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。) を送付する。

この書面による通知は、上記 に準じて行うものとする。

マレーシア原産品として輸入申告された貨物について、マレーシア協定第 43 条《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第 44 条《原産品であるか否かについての確認のための訪問》の規定に基づき確認を行う場合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第 73 条第 1 項《輸入の許可前における貨物の引取り》及び第 77 条第 7 項《郵便物の関税納付等》の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。

28. 6 8 - 5 - 2 2 中「第 32 条《事前教示》」の次に「及びマレーシア協定第 41 条《事前教示》」を加え、「別に事務連絡するところによる。」を「前記 7 - 17 《納税申告等に係る事前教示の手続》を用いるものとする。」に改める。

29. 6 9 の 9 - 3 中「商標権」の次に「、著作権又は著作隣接権」を加える。

第 2 関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

3 - 1 中「又はメキシコ税率」を「、メキシコ税率又はマレーシア税率」に改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達(昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号)の一部を次のように改正する。

1 .「第 12 の 2 節 メキシコ税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等」を「第 12 の 2 節 メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等」に改める。

2 . 8 の 6 - 2 の見出しを「(メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停

止)」に改める。

3. 8の7-2の次に次の二項を加える。

(マレーシア協定に基づく関税割当制度の適用)

8の8-1 法第8条の8 《マレーシア協定に基づく関税割当制度》の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9の2-4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)第3条第1項《証明書の提出》とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成18年政令第195号。以下この節において「マレーシア協定割当政令」という。)第2条第1項《関税割当証明書の提出》と、「割当政令」とあるのは「マレーシア協定割当政令」と、「第2条第3項《証明書の発給》とあるのは「第1条第5項《関税割当証明書の発給》と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項《輸入申告者》」とあるのは「第2条第2項《輸入申告者》」と、「第2条第4項《証明書の有効期間》」とあるのは「第1条第6項((関税割当証明書の有効期間))と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「マレーシア協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書《証明書の提出の猶予》」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の提出の猶予))と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000)」とあるのは「「マレーシア協定関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000-3)」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。

第4 条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)の一部を次のように改正する。

1. 1-1の 中「(後記3-2)」の次に「、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3-3)」を加える。

2. 3-2の次に次の二項を加える。

3-3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成18年条約第7号)

この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシア産品に対する税率(マレーシア税率) 原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定43条、第44条及び第45条《原産品であることの確認、関税上の特惠待遇の決定》の規定において定めるマレーシア協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書《条約による特別規定》により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令

第 61 条第 1 項第 4 号《マレーシア協定原産地証明書》に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）

第 5 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（税関様式の一部改正）

- 1 . 税関様式 C 第 5295 号を別紙 1 のように改める。
- 2 . 税関様式 C 第 5295 号の次に別紙 2 を加える。
- 3 . 税関様式 T 第 1000 - 2 号の次に別紙 3 を加える。

（記載要領及び留意事項の一部改正）

- 1 . 輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C - 5020) 中「又はメキシコ税率」を「、メキシコ税率又はマレーシア税率」に、「ただし、メキシコ税率」を「ただし、メキシコ税率又はマレーシア税率」に改め、「（平成 17 年政令第 35 号）」の次に「又は経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 18 年政令第 195 号）」を加え、「日本国の表」の次に「又は経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成 18 年条約第 7 号）附属書 1 の日本国の表」を加え、「便益税率、シンガポール税率及びメキシコ税率」を「便益税率、シンガポール税率、メキシコ税率及びマレーシア税率」に改める。

第 6 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 326 号）の一部を次のとおり改正する。

- 1 中「メキシコ協定原産地証明書」の次に「、令第 61 条第 1 項第 4 号イに規定するマレーシア協定原産地証明書」を加え、同 4 中「メキシコ協定原産地証明書」の次に「、マレーシア協定原産地証明書」を加える。

第 7 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）の一部を次のとおり改正する。

- 1 の 2 - 1 中「及び同法第 8 条の 7 《メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度》」を「、同法第 8 条の 7 《メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度》及び同法第 8 条の 8 《マレーシア協定に基づく関税割当制度》」に改める。

第 8 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）の一部を次のとおり改正する。

- 第 3 章第 4 節の 4 - 27 中「又はメキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 - 2 号）」を「、メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 - 2 号）又はマレーシア協定関税割当証明書提出猶予申請書（税関様式 T 第 1000 - 3 号）」に改める。